

常滑市業務継続計画（BCP） 【南海トラフ地震想定】

平成29年3月

常滑市

目次

第1章 基本的な考え方

- 1 業務継続計画（BCP）について 1
- 2 業務継続計画の位置付け 3
- 3 基本方針・対応方針 4

第2章 被害想定

- 1 想定地震 5
- 2 被害想定 5

第3章 業務継続体制

- 1 計画の発動及び解除 6
- 2 業務継続の体制 7
- 3 首長不在時の代行順位 10
- 4 職員の参集予測 11
- 5 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 12
- 6 電気、水、食料等の確保 13
- 7 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 15
- 8 重要な行政データのバックアップとシステム環境の整備 17
- 9 非常時優先業務の整理 18

第4章 業務継続計画の継続的な改善

- 1 教育及び訓練の検討・実施 19
- 2 計画の見直し・更新 19

【附属資料】 **別添**

非常時優先業務表

第1章 基本的な考え方

1 業務継続計画（BCP）について

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）は、大規模災害等により、“人”、“物”、“情報”等、利用できる資源が制約される状況下で、非常時に優先して行うべき業務（非常時優先業務※）を特定するとともに、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保、業務の執行体制や対応手順等をあらかじめ定め、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

なお、本市の計画策定にあたっては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年5月／内閣府）に基づき、下記の“特に重要な6要素”を盛り込んで作成した。

【特に重要な6要素】

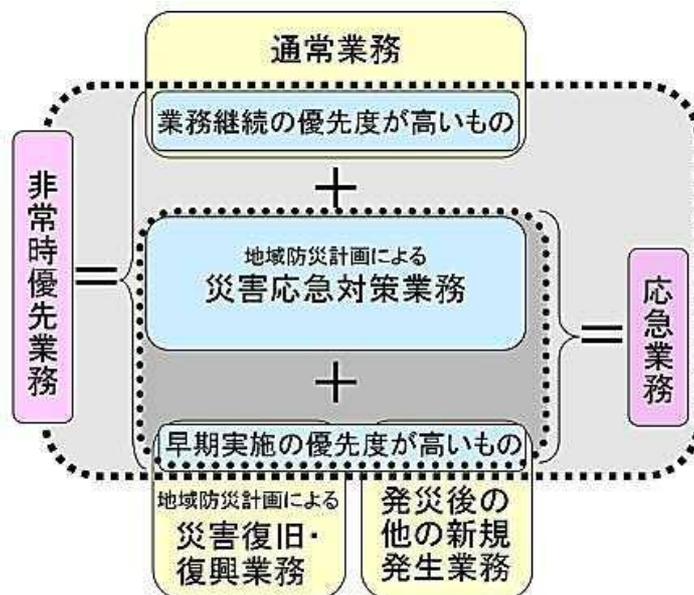
1. 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
2. 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
3. 電気、水、食料等の確保
4. 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
5. 重要な行政データのバックアップ
6. 非常時優先業務の整理

（出典：「市町村のための業務継続計画作成ガイド」平成27年5月 内閣府）

【※非常時優先業務】

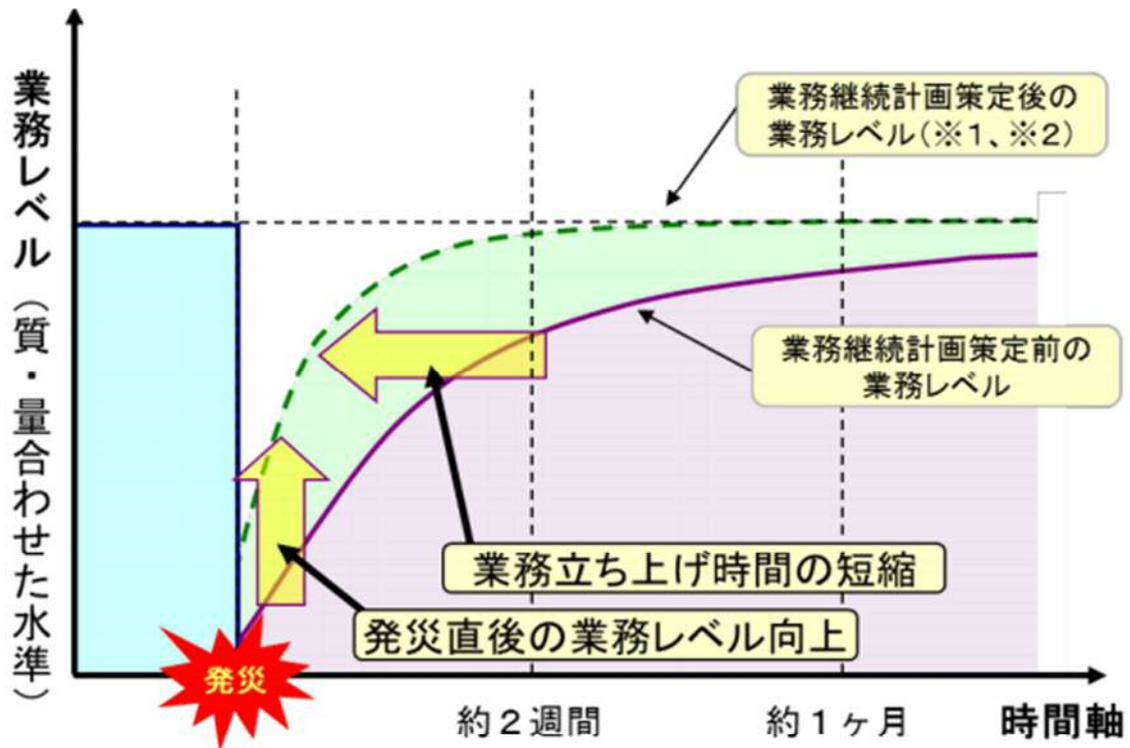
大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務を指し、具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等（これらを「応急業務」と総称）のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

○非常時優先業務のイメージ



（出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」平成28年2月 内閣府）

○業務継続計画の策定に伴う効果の模式図



※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

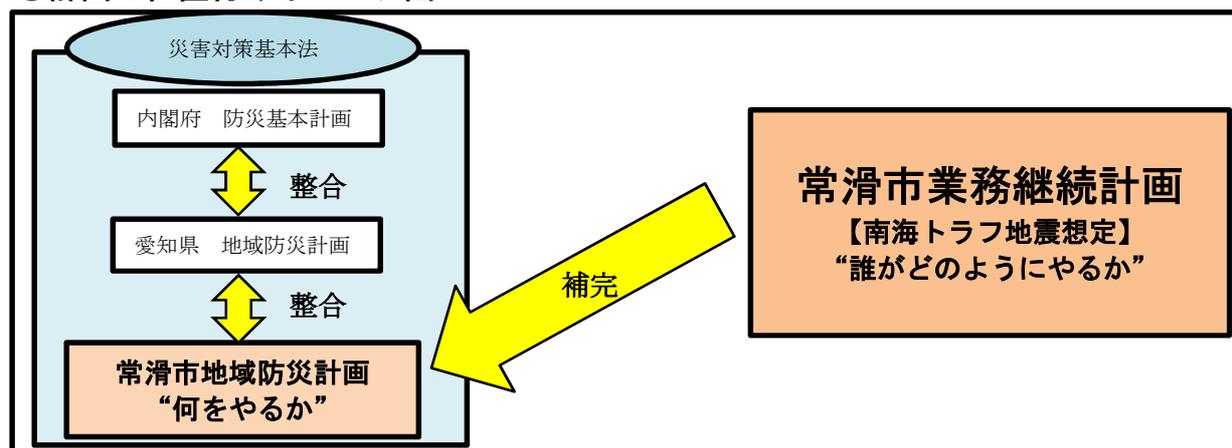
(出典:「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」平成28年2月 内閣府)

2 業務継続計画の位置付け

“地域防災計画”は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に、市民の生命、身体及び財産を守るため、災害の予防、応急対策及び復旧に関し、実施すべき事務や業務について定めた基本的な計画である。

一方、“業務継続計画”は、市の機関が被災したことにより機能が低下し、利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務の目標管理など市の緊急時の対応力を高めるための組織マネジメント改善に主眼を置いた計画である。

○計画の位置付けイメージ図



○“地域防災計画”と“業務継続計画”の関係（内容の主な相違点）

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。	都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である（※1）。
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある（※2）。	行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。

※1 ただし、関係事業者やその他の防災関係機関とも連携を図るとともに、当該機関等の業務（事業）継続計画との整合性を確保する必要がある。

※2 防災基本計画等への位置付けのほか、地域防災計画の作成の基準となるべき事項を示した消防庁防災業務計画においては、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等について地域防災計画に定めるものとしている。

（出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」平成28年2月 内閣府）

3 基本方針・対応方針

常滑市で大規模な災害が発生し、行政の機能が低下する場合であっても、次に挙げる基本方針・対応方針に基づいて非常時優先業務を継続して行うことで、その機能を維持する。

(1) 基本方針

次に挙げる基本方針に基づいて、非常時優先業務の選定及び資源の確保、配分等の検討を行う。

- ア. 行政機能を維持し、市民の生命、身体及び財産の保護に努める。
- イ. 業務継続に必要な資源の確保、配分、活用に努める。
- ウ. 市民生活・社会基盤の早期安定・復旧に努める。

(2) 対応方針

基本方針に基づき、次に挙げる対応方針により非常時優先業務を実施する。

- ア. あらかじめ非常時優先業務と休止する業務を選別しておき、発災時には非常時優先業務を最優先に実施する。
- イ. 非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材等の資源の確保・配分は、全庁横断的に調整することとする。
- ウ. 市役所の業務停止による社会基盤・市民生活への影響が大きい通常業務については、可能な限り継続して行い、通常の業務レベルに近づけるよう努めることとする。

第2章 被害想定

1 想定地震

本市において甚大な被害が発生すると予測されている「南海トラフ地震」を想定地震とする。

2 被害想定

平成26年5月に愛知県防災会議地震部会が公表した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」で示され、愛知県が地震・津波対策を進める上で軸としている「過去地震最大モデル^{*}」を活用する。

【※過去地震最大モデル】

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。当モデルでは、ライフライン被害や避難者数まで示されており、愛知県をはじめ、県内各市町村においても災害対策上の指針としている被害想定である。

○被害想定一覧（過去地震最大モデル）

最大震度		6強
最大津波高		4.4m
最短津波到達時間（津波高30cmの到達時間）		58分
浸水面積（浸水深1cm以上）		360ha
死者数 （冬深夜5時発災・早期避難率低の場合）	建物倒壊など	約20人
	浸水・津波	約80人
	火災	被害わずか
重傷者数 （冬深夜5時発災・早期避難率低の場合）	建物倒壊など	約40人
	浸水・津波	約10人
	火災	被害わずか
軽傷者数 （冬深夜5時発災・早期避難率低の場合）	建物倒壊など	約400人
	浸水・津波	約20人
	火災	被害わずか
建物被害 （全壊・焼失棟数、冬夕方18時発災）	ゆれ	約400棟
	液状化	約10棟
	浸水・津波	約200棟
	急傾斜地崩壊など	約20棟
	火災	約10棟
ライフライン被害 （発災1日後、冬夕方18時発災）	上水道（断水人口）	約54,000人
	下水道（機能支障人口）	約22,000人
	電力（停電軒数）	約28,000軒
	固定電話（不通回線数）	約10,000回線
	携帯電話（停波基地局）	81%
	都市ガス（復旧対象戸数）	被害わずか
	LPガス（機能支障世帯数）	約2,500世帯
避難者数 （冬夕方18時発災）	1日後	約11,000人
	1週間後	約10,000人
	1ヶ月後	約2,700人

第3章 業務継続体制

1 計画の発動及び基準

(1) 計画の発動基準

本計画は、以下の災害が発生した場合に発動する。

災害の状況により職員への非常連絡が困難な場合があるため、職員は発動基準に達したと判断した時点で自動的に登庁して所定の配備体制につくものとする。

震度6弱以上

市内に震度6弱以上の地震が発生した場合、本計画を自動発動する。

震度5強以下

市内に震度5強以下の地震が発生した場合は、被害状況に応じ、災害対策本部長(市長)宣言によって、本計画を発動する。

(2) 解除基準

災害対策本部長(市長)は、災害応急対策業務が概ね完了したと認めたときは、本計画の解除を宣言する。

ただし、各部・局長は、解除の宣言前であっても、災害応急対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を再開させるものとする。

(3) 計画の発動及び終結の周知

市は、本計画の発動又は解除を行った場合、市ウェブサイト、CATV及び報道機関などを通じて市民に広く周知し、市の業務体制の移行について、市民・企業等に理解と協力を求める。

2 業務継続の体制

常滑市地域防災計画では、地震の発生、または発生するおそれがある場合は、次の基準により、迅速かつ的確な災害応急活動を実施する体制を確立することとしており、業務継続計画もこの体制によるものとする。

○災害対策本部非常配備基準（地震災害）及び業務継続計画（BCP）発動基準

BCP	配備	配備基準	配備内容／任務
状況に応じて災害対策本部長（市長）により発動	第1非常配備 （災害警戒本部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域に震度4の地震が発生したとき。 2 伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。 3 その他必要により市長が指令したとき。 	<p>【本庁】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全協働課長、安全協働課職員及び必要に応じて市長が指名する職員 <p>【消防本部及び出張所】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防署当直者 <ol style="list-style-type: none"> 1 地震情報及び被害情報の収集 2 各部長（本部員）への連絡 3 第2非常配備職員への招集及び連絡 4 その他総務部長の指示する事項
	第2非常配備 （災害対策本部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域に震度5弱若しくは5強の地震が発生したとき。 2 伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき。 3 その他の必要により本部長（市長）が指令したとき。 	<p>【本庁】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本部員、安全協働課職員及び原則として総務部長又は各所属長の指名する者20人以内とする。 なお、総務部長、建設部長、消防長は、災害対策本部内に災害対策調整者を置くことができる。 <small>（環境経済部、建設部は別途現場対応班の体制を整える） （秘書広報課、こども課、学校教育課（管理職）は別途必要な体制を整える）</small> <p>【消防本部及び出張所】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 勤務者及び原則として消防長の指名する者20人以内とする。 <p>【各班長】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各班長（所属長）及び各班長の指名する者 <ol style="list-style-type: none"> 1 地震情報及び被害情報の収集 2 関係機関等への連絡 3 第3非常配備職員への招集及び連絡 4 その他各部長の指示する事項
自動発動	第3非常配備 （災害対策本部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき。 3 市内に重大な災害が発生したとき。 	<p>【全庁・全施設】 所要人員全員</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域防災計画で定める各部、支部及び各班の所掌事務 2 その他本部長（市長）の指示する事項

また、地域防災計画では、第3非常配備の場合、下表のとおり地域配備本部を設置し、あらかじめ指名された職員は地域配備本部へ参集することとなっており、業務継続計画も同様とする。

○大震災応急配備表（地域配備本部）

区分	地区				所掌事務
	青海	鬼崎	常滑	南陵	
	青海公民館	市民交流センター	市役所	南陵公民館	
指揮班	人 3	人 3	人 3	人 3	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区防災活動拠点における指揮統括に関すること。 2 地区の応急防災に必要な応急配備に関すること。 3 災害対策本部との連絡に関すること。 4 ボランティアの受入れに関すること。 5 避難広報等に関すること。 6 各班との連絡及び調整に関すること。
被害調査班	8	8	8	8	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域配備本部施設の点検に関すること。 2 地区内の被害調査並びに各種情報の収集及び整理に関すること。 3 応急危険度判定に関すること。
避難所運営班 (各施設)	6	6	6	6	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び運営に関すること。 2 施設の管理者との連絡及び調整に関すること。 3 避難所における水・食糧・寝具の確保及び配布並びに非常電源並びに暖房に関すること。 4 炊き出しに関すること。 5 仮設トイレ、防犯及び避難所の安全衛生に関すること。
協力班					<ol style="list-style-type: none"> 1 救助活動に必要な重機械の出動要請に関すること。 2 消防活動及び救助活動の協力に関すること。
要配慮者担当班					<ol style="list-style-type: none"> 1 地区内の要配慮者（老人、身体障がい者等）の受入れ、安否確認及び救護に関すること。
救護班					<ol style="list-style-type: none"> 1 救護者の開設及び運営に関すること。 2 医師、医療機関等との連絡及び調整に関すること。
物資調達班					<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助に必要な食糧・水・燃料・寝具・非常電源等の調達及び供給に関すること。 2 避難者及び救助従事者の給食に関すること。
誘導班					<ol style="list-style-type: none"> 1 各班の応援に関すること。

○災害対策本部組織図

本部室
本部員会議
本部長
副本部長
本部員

本部室			
本部員会議		情報連絡室※	
本部長	市長	室長	総務部長
副本部長	副市長	室員構成	安全協働課
	市民病院長		総務課
	消防長・教育長		税務課
	消防団長		秘書広報課
本部員	ポートルース事業局長		こども課
	総務部長		商工観光課
	企画部長		農業水産課
	福祉部長		土木課
	環境経済部長		水道課
	建設部長		教育・学校教育課
	ポートルース事業局次長		議会事務局議事課
	市民病院事務局長		消防・総務課
教育部長	競艇・経営企画課		
議会事務局長	病院・管理課		
			その他各部長の指名する職員

※情報連絡室は、上記構成の中から総務部長が指名して必要に応じて設置する。

(本 庁)

部 名	部 長	班 名	班 長	班 員
総務部	総務部長	本部班	安全協働課長	安全協働課員
		総務班	総務課長	総務課員
			市民窓口課長	市民窓口課員
		調査班	税務課長	税務課員
		安全協働班	安全協働課長	安全協働課員
出納班	会計課長	会計課員		
企画部	企画部長 議会事務局長	秘書班	秘書広報課長	秘書広報課員
		広報班		
		職員班	職員課長	職員課員
		第1協力班	企画課長	企画課員
		第2協力班	議事課長	議事課員
		監査委員事務局長	監査委員事務局員	
福祉部	福祉部長	健康推進班	健康推進課長	健康推進課員
		福祉班	福祉課長	福祉課員
		高齢介護班	高齢介護課長	高齢介護課員
		こども班	こども課長	こども課員
		保険年金班	保険年金課長	保険年金課員
環境経済部	環境経済部長	商工班	商工観光課長	商工観光課員
			企業立地推進室長	企業立地推進室員
		農水班	農業水産課長	農業水産課員
		衛生班	生活環境課長	生活環境課員
建設部	建設部長	都市計画班	都市計画課長	都市計画課員
		土木班	土木課長	土木課員
		下水道班	下水道課長	下水道課員
		水道班	水道課長	水道課員
教育部	教育部長	管理班	学校教育課長	学校教育課員
		学校班	学校教育課付課長	教職員

(警備消防部)

部 名	部 長	班 名	班 長	班 員
消防部	消防長	総務班	総務課長	総務課員
		協力班	予防課長	予防課員
		警防班	消防署長	消防署員
消防団	団長	警備班	副団長	団員

(支 部)

支 部 名	支 部 長	班 名	班 長	班 員
ポートルース事業局	ポートルース事業局次長兼経営企画課長	管理班	経営企画課長	経営企画課員
		業務班	開催運営課長	開催運営課員
病院部	病院事業管理者	診療班	診療局長	医局部員
		協力班	薬剤部長	薬剤部員等
		看護班	看護局長	看護局員
		管理班	管理課長	管理課員
		医事班	医事課長	医事課員等
とこなめ陶の森	館長	管理班	館長	とこなめ陶の森職員
学校給食共同調理場	場長	北給食班	場長	北学校給食共同調理場職員
		南給食班		南学校給食共同調理場職員
公民館	公民館長	管理班	公民館長	—
図書館	公民館長	管理班	公民館長	—
市民文化会館	生涯学習スポーツ課長	管理班	生涯学習スポーツ課長	—
体育館	生涯学習スポーツ課長	生涯学習スポーツ班	生涯学習スポーツ課長	生涯学習スポーツ課員
		管理班		—
子育て総合支援センター・保育園・児童館・幼稚園	指導主事	管理班	各園(館)長	各園(館)職員
浄化センター	下水道課長	管理班	下水道課長	浄化センター職員

3 首長不在時の代行順位

大規模災害時に、災害対策本部長（市長）が不在の場合であっても、迅速かつ適切な意思決定を行うために、あらかじめ以下のとおり事案決定の代行順位を定める。

○職務代行順位表

災害対策本部長（市長）の職務代理者の順序	第1順位 副市長
	第2順位 総務部長
	第3順位 消防長
	第4順位 建設部長
各部長職務権限の代理行使者	部・局主管課長

4 職員の参集予測

発災後の人的資源の確保として、職員の参集状況を把握するため、以下の条件により機械的に試算した。

【参集予測の条件設定】

- 対象職員：病院勤務職員を除く全職員（平成29年1月1日現在）／ 530人
- 参集距離：自宅から勤務地までの直線距離を用いる。
- 時間区分：「1時間以内」、「3時間以内」、「1日以内」、「3日以内」、「4～6日以内」、「7日目～1ヶ月」とする。
- 参集手段：
 - ・発災～3日目：交通機関の被害を想定し、徒歩（3km/h）を基本とする。
 - ・4日目以降：徒歩に加え、交通機関の復旧を想定する。
- 参集率：阪神・淡路大震災時の関係自治体の4日目までの参集率約76%を参考に、より甚大な被害を想定し、6日目までは参集可能範囲に居住する人数に70%を、7日目～1ヶ月は、98%*を乗じて参集人数を算出する。
 ※最終的に2%の職員が自身や家族の被災により参集できないことを想定

【主要条件一覧】

時間経過	参集手段	参集可能職員数の試算方法
～1時間以内	徒歩（3km/h）	勤務地から3km圏内の職員の70%が参集
～3時間以内		勤務地から9km圏内の職員の70%が参集 （概ね常滑市内及び近隣市町）
～1日以内		勤務地から12km圏内の職員の70%が参集 （概ね近隣市町）
～3日以内		勤務地から20km圏内の職員の70%が参集 （概ね知多半島内：東海市、大府市、南知多町など）
4～6日以内	徒歩（3km/h）及び	居住地に関係なく、全職員の70%
7日目～1ヶ月以内	交通機関も復旧	居住地に関係なく、全職員の98%

【参集予測結果（対象人数：530人）】

	～1時間 (3km圏内)	～3時間 (9km圏内)	～1日 (12km圏内)	～3日 (20km圏内)	4～6日	7日目～ 1ヶ月以内
参集人数	156人	318人	343人	361人	371人	519人
参集率	29.5%	60.1%	64.8%	68.3%	70.0%	98.0%

※状況によっては、参集場所が危険になる場合があり、今後、参集のあり方を検討する必要がある。

5 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

本庁舎が使用できなくなった場合を想定し、災害対策本部及び一般事務の代替庁舎を以下のとおり定める。

(1) 災害対策本部の代替庁舎：常滑市消防本部

常滑市消防本部 2階で本部機能を確保できるよう、設備や配置を検討する。

(2) その他の行政機能の代替庁舎：常滑市体育館及び常滑市保健センター

基本的には常滑市体育館（サブアリーナ）としつつ、ネットワークの被災状況により、特に住民情報を利用する業務に関しては、常滑市保健センターで行うことを想定する。

施設名	構造	階数	延床面積	建築年	耐震性	津波	土砂災害	液状化	市本庁舎との距離	使用用途
常滑市消防本部	RC造	地上2階	2,940 m ²	H24.4	○	○	○	○	2.5 km	災害対策本部
常滑市体育館	SRC造	地上3階	9,033 m ²	H5.3	○	○	○	○	4.5 km	一般事務
常滑市保健センター	RC造	地上6階	661 m ²	H27.5	○	○	○	○	3.0 km	一般事務 (特に住民情報関係業務)

※代替庁舎全般において、キャビネットの固定、ガラス飛散防止対策が必要である。

○参考：本庁舎の現状

施設名	構造	階数	延床面積	建築年	耐震性	津波	土砂災害	液状化	必要な対策
常滑市本庁舎	RC造	地上5階 地下1階	8,112 m ²	S44.4 (S53増築)	×	△	○	×	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修又は建替え 天井板の落下防止対策 キャビネットの固定 ガラス飛散防止対策 非常用発電機の地上化

6 電気、水、食料等の確保

(1) 非常用発電機と燃料の確保

災害時に停電した場合は、非常用自家発電機によって72時間分の電源確保を図ることを目標とする。

施設状況	課題
【常滑市本庁舎】 ・非常用発電機／あり ・燃料／A重油 1970L ・出力／240Kw ・利用可能時間／約72時間(通常利用)	・定期的に燃料を補充する必要がある。 ・非常用発電機が地下に設置されているため、津波で浸水するおそれがある。
【常滑市消防本部】 ・非常用発電機／あり ・燃料／軽油 190L (別途1000L備蓄) ・出力／120Kw ・利用可能時間／約35時間(100%負荷)	・6時間程度で備蓄燃料を補充する必要がある。 ・消防の通常利用では、概ね3日分対応可能
【常滑市保健センター】(市民病院の設備) ・非常用発電機／あり ・燃料／A重油 40,000L ・出力／800Kw ・利用可能時間／約72時間(常用の75%利用)	—
【常滑市体育館】 ・非常用発電機／あり ・燃料／軽油 195L ・出力／160Kw ・利用可能時間／約3時間(施設の一部装置のみ対応) ※他に太陽光発電(出力10kw)と蓄電池(蓄電容量15KWh)あり	・非常用発電機は施設の一部装置(スプリンクラー、エレベーター、誘導灯等)を稼働させるためのもの ・館内の電灯及び水回り関係は、非常用発電機から電力が供給されないため、停電時は使用不能 ・事務所で使用する電力は、太陽光発電のものを使用しているため、停電時も利用可能



必要な対策

- ・改修等の機会に合わせた非常用電源の確保
- ・非常用発電機使用時における利用設備の制限

(2) 水・食料の確保

業務を実施する職員のための飲料水や食料等は、最低3日分の確保を図る。

現状と課題

【各施設共通】

- ・職員は、各自の責任において職場に水・食料を備蓄することを原則としているが、具体的な取り決めがない。



必要な対策

- ・共同購入又は市費での購入を検討する。
- ・備蓄スペースを確保する。
- ・職員の自宅における備蓄を促し、一定分を持参の上参集する。
- ・協定締結事業者の流通備蓄を利用する。

(3) 消耗品（用紙）・トイレの確保

電算機器等に障害が生じた場合などを想定して、コピー用紙やトナーを確保する。また、水洗トイレが使用不可となる場合を想定して、仮設トイレや簡易トイレ袋の確保を図る。

現状と課題

【消耗品（用紙）】

- ・市役所では、在庫が切れそうになると、1ヶ月分（平均19万枚）をまとめて購入することとなっており、時期によっては災害時に不足が生じる可能性がある。

【トイレ】

- ・市役所と体育館には、避難者用として仮設トイレと簡易トイレ袋を備蓄しているが、職員用としては備蓄していない。



必要な対策

【消耗品（用紙）】

- ・現行の購入方法を見直し、常時1～2週間分の用紙の確保をする。

【トイレ】

- ・簡易トイレ袋の備蓄を進める。

7 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合においても、防災無線をはじめとした災害時に使用可能である多様な通信手段を確保する。

(1) 愛知県高度情報通信ネットワーク(愛知県防災行政無線)

現状と課題

- 平成 15 年度に整備した無線ネットワークで、県機関、県内市町村、防災関係機関において地上系・衛星系に二重化して整備されており、関係機関との情報共有が可能である(市役所 1 階安全協働課内及び市消防本部に設置)。平成 27 年度から Lアラート*連携が開始され、被害状況等の情報はマスコミ等にも自動的に提供されるようになった。課題としては、システムの設置場所(1 階安全協働課)と災害対策本部室(3 階会議室)が離れているため、各機関への情報伝達に遅れが生じることや、システムを操作できる職員が少ないことなどがあげられる。

【※Lアラート】

災害時の地域の安心・安全に関する公的な情報の配信を簡素化・一括化し、テレビやインターネットなどのメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供するシステム



必要な対策

- 災害対策本部設置時の情報連携体制の整備を図る。
- 操作研修への参加や操作マニュアルの整備により、操作可能な職員を増やす。

(2) 防災行政無線(移動系)

現状と課題

- 昭和 61~63 年度に整備した可搬式及び車載型の防災行政無線で、現在 12 基を市役所、青海公民館、市民交流センター、南陵公民館、市民病院、消防本部、警察に配置しており、公用車に車載器が 4 台設置してある。しかし、経年劣化により送受信しにくく、修理部品もない状態である。



必要な対策

- システム更新に向けて検討を深め、新たな移動系無線を整備する。
- 防災拠点施設、主要避難所への配備を拡充する。

(3) 電話等

現状と課題

- ・主要公共施設の電話は災害時優先電話に指定されている。また、各区長（28区）、市役所、青海公民館、市民交流センター、南陵公民館に災害時優先携帯電話を配置している。災害時優先電話は、一般の電話より輻輳しづらいが、通信会社の送受信設備の障害により不通となる可能性がある。
- ・市役所の代替庁舎における電話の回線数に限りがある。
（市消防本部：6回線【3】、市体育館：3回線【1】、市保健センター5回線【1】）
※【 】は災害時優先電話の回線数
- ・管理職及び安全協働課防災チーム職員のみ登録制メールに登録しているが、その他一般職員は登録していない。



必要な対策

- ・衛星携帯電話の拡充を検討する。
- ・特設公衆電話の避難所への事前設置を検討する。
- ・代替庁舎における災害時優先電話の回線確保を検討する。
- ・職員向け登録制メール登録者の拡大を検討する。

(4) 住民への情報伝達手段（同報系防災行政無線、緊急速報メール等）

現状と課題

- ・同報系防災行政無線が未整備であるため、市ウェブサイト、フェイスブック、CATV、広報車による広報といった情報伝達が基本となっている。
- ・ヤフー㈱と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結しており、災害時の市ウェブサイトへのアクセスをヤフーが作成する「キャッシュサイト」を利用して分散することで、ウェブサイトが閲覧しづらい状況になることを防げる。
- ・災害時には、市ウェブサイトの軽量化を図ることで、サーバへのアクセス負荷を軽減することができる。
- ・緊急速報メールは、携帯電話3社（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）で情報提供可能だが、各社システムが別なので各システムでの入力作業が必要である。
- ・愛知県高度情報ネットワークのLアラート連携により、マスコミ等へ即時に情報提供が可能である。



必要な対策

- ・同報系防災行政無線の整備を進める。
- ・緊急速報メール一括送信システムを導入する。
- ・SNS、住民向け登録制メール等の活用を検討する。

8 重要な行政データのバックアップとシステム環境の整備

災害時の被災者支援や住民対応には行政データが不可欠であるため、業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。また、優先業務を円滑に行うことができるようシステムの多重化を図る。

現状と課題

【各施設共通】

- 日常の行政サービスで使用している住民情報データ全般を民間のデータセンターに保管している。
- 各サーバの緊急停止時の再起動は、関係事業者と一部職員しか行うことができない。
- 多くの施設のシステムが市役所を経由する形で構成されており、市役所が被災した場合には、情報系、基幹系をはじめ、各種データを使用した業務が行えなくなる可能性がある。



必要な対策

- 各システムに関する事前対策や復旧手順、代替方法を確立する。
- 各システムの早期復旧のため、保守点検業者と災害時の連携体制について検討する。
- 市役所経由でのネットワークを利用している代替庁舎（市消防本部、市体育館）においては、今後ネットワーク経路の見直しを検討する。
- 各部署における非常時優先業務の遂行に必要なデータの紙媒体での保管について検討する。
- 必要な対策を計画的かつ迅速に進めるため、企画課において情報システムに関するBCP（ICT-BCP）の策定を検討する。

9 非常時優先業務の整理

(1) 非常時優先業務の考え方

ア	市全体の業務のうち、発災直後～1ヶ月以内に着手する必要がある業務
イ	設定した目標状況に到達すべき業務
ウ	「常滑市地域防災計画」に掲げる業務のうち、災害発生時に生じる応急対策業務
エ	「常滑市事務分掌規則」等に掲げる業務のうち、特に継続実施が不可欠な業務

(2) 非常時優先業務の選定結果

市全体で、応急業務 358 件、優先度の高い通常業務 326 件、合計 684 件の非常時優先業務を選定した。[附属資料参照]

全業務数	非常時優先業務数			休止業務数	全業務数に対する非常時優先業務の割合
	応急業務	優先度の高い通常業務			
994	684	358	326	310	69%

(3) 非常時優先業務種別

市民の生命、身体及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務の開始目標時間を以下のとおり分類する。

優先度	選定基準	該当する業務の考え方
A	A 1 発災後 1 時間以内に業務に着手	<ul style="list-style-type: none"> ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・消火・救助・救急の開始 ・継続しなければならない業務の被害状況の把握、復旧の準備
	A 2 発災後 3 時間以内に業務に着手	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 ・広域応援要請
	A 3 発災後 1 日以内に業務に着手	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動（救助・救急以外）の開始 ・避難所生活支援の開始 ・重大な行事の手続
B	遅くとも発災後 3 日以内に業務に着手	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援の開始 ・復旧・復興に係る初動体制の確立 ・他の業務の前提となる行政機能の回復
C	遅くとも発災後 1 週間以内に業務に着手	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援 ・被災者支援の前提となる業務の開始 ・窓口行政機能の回復
D	遅くとも発災後 2 週間以内に業務に着手	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の本格化 ・被災者への支援
E	遅くとも発災後 1 ヶ月以内に業務に着手	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の行政機能の回復

※本計画が発動されている期間内は、限られた資源を非常時優先業務に優先的に配分するため、それ以外の業務は積極的に休止するものとする（=休止業務）。休止した業務は災害の復旧・復興の経過に応じて順次再開するものとする。

第4章 業務継続計画の継続的な改善

1 教育及び訓練の検討・実施

本計画を発動する事象が発生した場合には、全庁的な対応が必要となるため、全職員が業務継続計画の重要性をはじめ、各部門、各自の役割を理解しておかなければならない。

そのため、平時から教育及び訓練を検討・実施するとともに、必要に応じて個別業務のマニュアル等の整備に努めることとする。

○教育及び訓練の例

参集訓練、安否確認訓練、連絡体制の確認、その他（自家発電機の起動確認等）

2 計画の見直し・更新

教育及び訓練の実施を通じた計画の検証や、組織の改編、業務内容等の変更など、必要に応じて計画内容の見直しを行い、より実効性のある計画を目指すこととする。

○業務継続計画の策定・更新に係るPDCAサイクルのイメージ



(出典:「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」平成28年2月 内閣府)

常滑市業務継続計画（BCP）
【南海トラフ地震想定】

平成 29 年 3 月

〒479-8610

常滑市新開町四丁目 1 番地

常滑市総務部安全協働課

T E L (0569) 47-6107

F A X (0569) 35-7879